

時短・外出自粛等により影響を受けた**札幌市内の事業者**の皆様へ

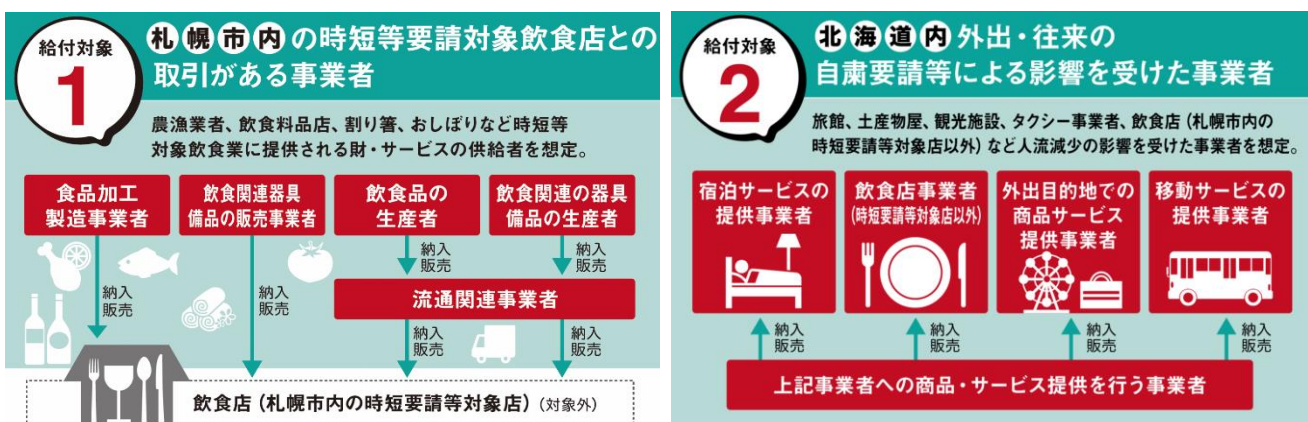
札幌市経営持続化支援一時金

札幌市では、昨年秋以降の感染症の再拡大に伴う営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けた市内事業者を支援するため、経営持続化支援一時金の申請を受け付けております。

個人事業者・法人：一律 10万円

給付要件

下記の①②のうち、**2020年11月～2021年3月**のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比**30%以上50%未満減少**していること。
※ただし、比較する月を2020年11月及び12月とした場合は前年同月のみとします。



※本一時金は、国の一時支援金や道特別支援金A等との重複受給はできません。

申請受付期間

令和3年4月1日（木）～9月30日（木）

※当初の受付期間（8月31日）から期間を延長しました。

問い合わせ・提出先

問い合わせ

011-351-4102（専用ダイヤル）

【対応時間】午前8時45分から午後5時15分まで（令和3年9月30日（木）まで）※平日のみ

郵送先

〒060-8408 札幌市経営持続化支援一時金事務局（※住所の記載不要）

※令和3年9月30日（木）消印有効（レターパックや書留等追跡可能な形式での郵送を推奨します）。

※申請書類等は札幌市ホームページよりダウンロードできるほか、市役所本庁舎・区役所・札幌中小企業支援センター等で配架しています。

WEB提出

札幌市「経営持続化支援一時金」申請サイト

（<https://sapporo.h-shienkin.jp/shienkin/Top/Index>）

※令和3年9月30日（木）23時59分受信分有効

※申請サイトは札幌市ホームページからもリンク設定されています。

▼札幌市ホームページ

